## 第4期中期目標・中期計画・年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。	(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人 国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の平成31年(2019年)4月1日から平 成36年(2024年)3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計 画を次のとおり定める。	
門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする(機構法第3条)。これまでも、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学に加えて、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきている。また、卒業生の約4割が国立高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学している。また、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」は、モンゴル、タイ、ベトナムをはじめ、アジア諸国を中心に高い評価を得ており、導入のニーズがある。このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、我が国の産業界	加えて、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における 技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に引き続き取り組む必要がある。 また、Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・ 地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り 組む必要がある。 こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色をいかしつつ、法人 本部がガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国	機構(以下「機構」という)の中期目標を達成するための計画(中期計画)に基づき、

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
2. 中期目標期間 中期目標期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで の5年間とする。	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
の教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。	収容定員の学生を対象として、実験・実習・実技を通じ、早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させる	1.1 教育に関する事項
(1)入学者の確保	(1)入学者の確保	  (1)入学者の確保
15歳人口が減少する中で、中学生やその保護者、中学校教員をはじめとする中学	① ホームページのコンテンツの充実、中学校や教育委員会等に対する広報活動、 複数の国立高等専門学校が共同して中学生及びその保護者等を対象に実施する 合同入試説明会などを組織的・戦略的に展開することにより、国立高等専門学校の	①-1 入学希望者を対象としたホームページコンテンツの充実や、全日本中学校長会、地域における中学校長会等への広報活動を行い、国立高等専門学校の特徴や
		①-2 各国立高等専門学校は、入学説明会、体験入学、オープンキャンパス、学校説明会等(女子中学生含む)の機会を活用することにより、入学者確保のための国立高等専門学校の特性や魅力を発信する。
	子在学生による広報活動並びに諸外国の在日本大使館等への広報活動、ホーム	②-1 女子中学生向け広報資料を活用した広報活動や、オープンキャンパスの女子学生を対象としたブース出展、国立高等専門学校の女子学生が国立高等専門学校の研究紹介等を行う高専女子フォーラム等の機会を活用することにより、女子学生の確保に向けた取組を推進する。
		②-2 留学生の確保に向けて、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日本大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	③ 国立高等専門学校の教育にふさわしい充分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、中学校における学習内容等を踏まえたより適切な入試問題や入学者選抜方法、将来に向けた人材育成の在り方など、社会の変化を踏まえた高等専門学校入試の在り方を調査・研究し、平成33年度(2021年度)を目途に入試改革に取り組む。	③ 国立高等専門学校の教育にふさわしい充分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、入学者選抜方法の在り方に関する調査・研究を行い、入学選抜改革に関する「実施方針」の検討を行う。
て社会の諸課題に立ち向かっ、科字的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成するため、51校の国立高等専門学校が有する強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を行う。その際、工学・商船分野を基礎としつつ、その他の分野との連携を図るとともに、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、リーダーシップ、マネジメント力等を備え、海外で活躍できる技術者を育成する等、高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、国立高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための体制作りを推進する。	にその強み・特色をいかした字枓冉編、専攻枓の充実等を促すため、法人本部がイニシアティブを取って、効果的な相談・指導助言の体制を整備し、各国立高等専門  学校において教育に関する社会ニーズ等を踏まえた教育指導の改善、教育課程の	
		①-2 専攻科において、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、産業界と連携したインターンシップ等の共同教育や、特色をいかした共同研究を実施する。また、国立高等専門学校の専攻科と大学が連携して教育を実施する教育プログラムの構築に向けて検討を行う。
	単位互換協定に基づく海外留学や海外インターンシップなど学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実するとともに、学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。	・「KOSEN」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機
		②-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	③ 学生の様々な体験活動の参加機会の充実に資するため、以下の取組を実施する。 ・一般社団法人全国高等専門学校連合会等が主催する全国高等専門学校ロボットコンテストなどの全国的なコンテストの活動を支援する。 ・学生へのボランティア活動の意義の啓発や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励、顕著なボランティア活動を行った学生の顕彰、学生評価への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。 ・学生に対して、国際交流に資する情報の提供を充実させ、学生の国際会議や「トビタテ!留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。	メージの向上に資する「全国高等専門学校体育大会」や、「全国高等専門学校ロ
		③-2 学生へのボランティア活動の参加意義や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励等に関する周知を行う。また、顕著なボランティア活動を行った学生及び学生団体の顕彰、学生評価への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。
		③-3 学生に対して、「トビタテ!留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種 奨学金制度等を積極的に活用できるよう情報収集の上提供し、学生の国際会議や 「トビタテ!留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。
(3)多様かつ優れた教員の確保 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。また、ファカルティ・ディベロップメントなどの研修の組織的な実施や優秀な教員の表彰を継続し、教員の教育研究力の継続的な向上に努める。	(3)多様かつ優れた教員の確保 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。	(3)多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。
	② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。	② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。
	③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム(育児等のライフイベントにある教員が他の国立高等専門学校で勤務できる制度)等の取組を実施する。	③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員の働きやすい環境の整備 を進める。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	④ 外国人教員の採用を進めるため、外国人教員の積極的な採用を行った国立高等専門学校への支援を充実する。	④ 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。
	⑤ 多様な経験ができるよう、採用された学校以外の高等専門学校や大学などに1年以上の長期にわたって勤務し、また元の勤務校に戻ることのできる人事制度を活用する。	
		なお、教員の能力向上を目的とした各種研修について、専門機関や他の教育機関と連携し企画・開催する。
	⑦ 教育活動や生活指導などにおいて顕著な功績が認められる教員や教員グループの顕彰事業を実施する。	⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを表彰する。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
(4)教育の質の向上及び改善 国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進めるとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育を実践・実質化するとともに、社会ニーズを踏まえた見直しに努め、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。 さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点	・[DO]アクティブラーニングなど教育方法の改善を含めた教育の実施。 ・[CHECK] CBT (Computer-Based Testing)などを活用した学生の学習到達度の把握や学生の学習時間調査、卒業時の満足度調査の実施等による教育効果の検証。 ・[ACTION] ファカルティ・ディベロップメントの実施等を通じた教育の改善。	ルを機能、定着させるために、以下の項目について重点的に実施し、取り組み状況について調査する。 [Plan] ディプロマポリシーに基づく到達目標の確認 [Do] 地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の検討 [Check] CBT(Computer-Based Testing)や学習状況調査等による学生の学習到達度・学習時間の把握
	② 学校教育法第123条において準用する第109条第1項に基づく、自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価など通じて教育の質の向上を図る。そのため、各国立高等専門学校の評価結果について、優れた取組や課題・改善点を共有することにより、評価を受けた学校以外の国立高等専門学校の教育の質の向上に努める。	等専門学校機関別認証評価を計画的に進めるとともに、評価結果の優れた取組や 課題・改善点については、各国立高等専門学校に共有する。
	③ 地域や産業界が直面する課題解決を目指した実践的教育に向けて、課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))を推進するとともに、産業界等との連携による教育プログラム・教材開発やインターンシップ等の共同教育を実施する。特にセキュリティを含む情報教育については、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し、最新の動向を把握しながら教育内容の高度化に努めるとともに、その成果を全国立高等専門学校に展開する。	③一1 各国立高等専門学校において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))の導入を検討する。
		③-2 企業と連携した教育コンテンツの開発を推進しつつ、インターンシップ等の 共同教育を実施し、その取組事例を取りまとめ、周知する。
		③ 一3 セキュリティを含む情報教育について、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し教員の高度化を図ることにより、教育内容の高度化に向けての検討を行う。
	④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、教育課程の改善、国立高等専門学校と技術科学大学との間の教育の接続、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。	議の場を設け、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、教育課程の改善、国立高

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
(5)学生支援・生活支援等中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え、進路選択や心身の健康等安心安全な生活上の支援を充実させる。また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。	(5)学生支援・生活支援等 ① 中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、カウンセラーやソーシャルワーカー等の外部専門職を活用するとともに、障害を有する学生への配慮に資する取組の支援等により、学生支援体制の充実を図る。また、国公私立の各高等専門学校の学生支援担当教職員を対象とした研修を実施する。	ルワーカー等の専門職の配置を促進するとともに、各国立高等専門学校の学生指 導担当教職員に対し、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関し外部専
	② 独立行政法人日本学生支援機構などと緊密に連携し、高等教育の教育費負担 軽減に係る奨学金制度などの学生の修学支援に係る各国立高等専門学校や学生 への情報提供体制を充実させるとともに、税制上の優遇措置を適切に情報提供す ること等により、産業界などの支援による奨学金制度の充実を図る。	軽減に伴う新たな奨学金制度の開始に向け、法人本部を中心に各国立高等専門学
	③ 学生の適性や希望に応じた多様な進路選択のため、低学年からのキャリア教育を推進するともに、企業情報、就職・進学情報の提供や相談体制を含めたキャリア形成に資する体制の充実を図る。また、卒業時に満足度調査を実施するとともに、同窓会との連携を図るなど卒業生とのネットワーク形成を充実させ、次年度以降のキャリア支援体制の充実に活用すること等により、国立高等専門学校全体の就職率については、第3期中期目標期間と同様の高い水準を維持する。	キャリア支援を担当する窓口の活用を促す等、企業情報、就職・進学情報などの提供体制・相談方法を含めたキャリア支援を充実させる。また、次年度以降のキャリア支援体制を充実させるため、卒業時の調査の実施や同窓会を通じた同窓生の情報
【重要度:高】 本法人は学校教育法第一条に定める学校を設置する唯一の独立行政法人であり、法人の設置目的に鑑み、「教育に関する目標」の重要度を高く設定することが適当である。今後、Society5.0をはじめとする社会変革に対応するとともに、海外で活躍できる技術者を育成することは、本法人において重要な業務である。		
【評価指標】 3. 1-1 入学者の状況 3. 1-2 学生の学習状況や満足度等の状況 3. 1-3 教員構成の状況 3. 1-4 学生の学習状況や満足度等の状況(再掲) 3. 1-5 学生の就職状況		

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
【目標水準の考え方】 3.1-1 少子化が進む状況においても、多様かつ優秀な学生を確保することができたか、少子化率、現在の入学志願倍率(第3期中期目標期間の平均志願倍率:1.74倍)、入学者における女子学生比率(2018年度女子学生比率:本科…21.8%、専攻科…11.7%)、留学生比率(2018年度留学生比率:本科…0.03%、専攻科…0.07%)等を参考に判断する。		
3. 1-2 学生の学習時間調査や卒業時の満足度調査等の調査を実施し、その結果を参考に判断する。		
3. 1-3 教員の取得学位、実務家教員、女性教員、外国人教員、若手教員、他機関とのクロスアポイントメントを活用した教員等の比率を参考に判断する。		
3. 1-4 学生の学習時間調査や卒業時の満足度調査等の調査を実施し、その結果を参考に判断する。(再掲)		
3. 1-5 学生の就職状況(第3期中期目標期間のうち、実績が明らかになっている2014~2017年度の平均就職率:本科…99.4%、専攻科…99.2%)を参考に判断する。		
3.2 社会連携に関する目標各国立高等専門学校が立地している地域の特性を踏まえた産学連携を活性化させ、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、国立高等専門学校における共同研究などの成功事例等を地域社会に還元し、広く社会に公開する。地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。	究の成果などの情報を印刷物、ホームページなど多様な媒体を用いて発信する。	1.2 社会連携に関する事項 ① 教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を広報資料の作成や「国立高専研究情報ポータル」等のホームページの充実などにより発信する。
	つつ、社会連携のコーディネートや教員の研究分野の活動をサポートする高専リ サーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター等を活用して、産業界や	② 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、効果的技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信や知的資産化に努める。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	③ 各国立高等専門学校における強み・特色・地域の特性を踏まえた取組や学生活動等の様々な情報を広く社会に発信することを促進するため、以下の取組を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 ・各国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。	③ 一1 法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校には、校長裁量経費を配分する措置を講じる。
		③-2 各国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。
【評価指標】 3.2-1 共同研究・受託研究の受入状況 3.2-2 国立高等専門学校における地域連携等に係る取組の報道状況		
【目標水準の考え方】 3.2-1 企業との共同研究を通じた教育は、国立高等専門学校における実践的な教育の一例であることから、地元企業をはじめ、外部機関との連携状況として、共同研究や受託研究の受入状況を参考に判断する。 3.2-2 地域連携の取組や学生活動等、国立高等専門学校における様々な取組の報道状況を参考に判断する。		

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
3.3 国際交流に関する目標各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の正しい理解を得つつ、海外における導入支援と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。学生が積極的に海外へ飛び立つ機会を拡充するとともに、教員や学生の国際交流を安全面に十分な配慮をしつつ、積極的に推進する。学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組みつつ、国際交流の中で優秀な留学生を受け入れる。	・既にリエゾンオフィスを設置し、「KOSEN」の導入支援に取り組んでいる、モンゴル、タイ、ベトナムの3か国については、各国政府と連携・協議しつつ、その要請等に応じた支援に取り組む。 ・これらの進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、リエゾンオフィスの機能を見直す。	にあたっては、各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関との組織的・戦略的な連携の下に、相手国と連携・協議しつつ、その要請及び段階等に応じた支援に取り組む。  ①-2 モンゴルにおける「KOSEN」の導入支援として、モンゴルの自助努力により設立された3つの高等専門学校を対象として、教員研修、教育課程の助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。
		①-3 タイにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。 ・キングモンクット工科大学ラカバン校内に開校する学校(KOSEN-Kmitl)を対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。 ・タイのテクニカルカレッジにおいて日本型高等専門学校教育を取り入れて設置された5年間のモデルコースを対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。
		①-4 ベトナムにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。 ・ベトナム政府の日本型高等専門学校教育制度導入に向けた取組への協力を実施する。 ・ベトナムの教育機関において日本型高等専門学校教育を取り入れて設置されたモデルコースを対象として、教員研修や教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。  ①-5 リエゾンオフィスを設置している国以外への「KOSEN」の導入支援として、政府
	②「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各国立高等専門学校の協力のもと、学生	関係者の視察受入及び法人本部との意見交換等を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。  ② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各国立高等専門学校の協力のもと、学生
	及び教職員が参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の 海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。	及び教職員が実践的な研修等に携わる等に参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	会を後押しする体制を充実するとともに、学生の英語力、国際コミュニケーション:	専  ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学やイン 
		③-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。 【再掲】
		③-3 学生に対して、「トビタテ!留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種 奨学金制度等を積極的に活用できるよう情報収集の上提供し、学生の国際会議や「トビタテ!留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。 【再掲】

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	④ リエゾンオフィスを活用した海外への情報発信機能を強化するとともに、従来の本科3年次への外国人留学生の受入れや本科1年次や専攻科への受入れを推進することにより、外国人留学生の受入れを推進する。	④-1 外国人留学生の受入れを推進するため、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日本大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。 ・広報活動の実施や情報発信の強化にあたっては、リエゾンオフィスの活用を中心に実施する。
		④-2 日タイ産業人材育成協力イニシアティブに基づく、1年次からの留学生の受入を実施する。
	おける海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて安  全面への配慮を行う。   各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状	⑤ 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて、海外旅行保険に加入させる等の安全面への配慮を行う。 各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組むとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。
【評価指標】 3.3-1 海外留学や海外インターンシップ等の実施状況 3.3-2 在校生における留学生比率の状況  【目標水準の考え方】		
3.3-1 海外留学や海外インターンシップ等を経験した学生の割合(第3期中期目標期間中の平均値:本科…4.3%、専攻科…12.9%)を参考に判断する。 3.3-2 在校生に占める留学生の割合(第3期中期目標期間中の平均値:本科…0.92%、専攻科…0.33%)を参考に判断する。		
4.1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各 年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務 については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を 除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生	2. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各 年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務 については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を 除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生	2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
4.2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2.2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2.2 給与水準の適正化 職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水 準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公 表する。
4. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。	推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について (平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達	2.3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。
5. 財務内容の改善に関する事項 5. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性 や強み・特色の機能強化を後押しするため、透明性・公平性を確保しつつ、各国立 高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分に取り組む。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、 業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の 業務ごとに予算と実績を管理する。	高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたって は、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等 との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や 強み・特色の機能強化を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に開知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたって は、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等 との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
5.2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じた外部資金等自己収入の増加により、財政基盤を 強化する。	3.2 外部資金、寄付金その他自己収入の増加 社会連携に関する取組を踏まえ、地域等の産学官との連携強化により、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得に努める。 また、教育研究環境の維持・向上を図るため、卒業生、同窓会等との連携を強化した広報活動を行い、寄附金の獲得に努める。	3.2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得 の増加を図る。また、卒業生が就職した企業等との交流を図り、寄附金の獲得につ ながる取組みを試行的に行う。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	3.3 予算 別紙1	3. 3 予算 別紙1
	3. 4 収支計画 別紙2	3. 4 収支計画 別紙2
	3. 5 資金計画 別紙3	3. 5 資金計画 別紙3
	4. 1 短期借入金の限度額 156億円 4. 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費	4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 156億円 4. 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費 として借入することが想定される。
	以下の重要な財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ①苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舎団地(北海道苫小牧市明徳町四丁目327番236)4,492.10㎡ ②八戸工業高等専門学校 中村団地(青森県八戸市大字田面木字中村60番)5,889.43㎡ ③福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99㎡ 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69㎡ ④長岡工業高等専門学校 若草町1丁目団地(新潟県長岡市若草町一丁目5番12)276.36㎡ ⑤沼津工業高等専門学校 若真面地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑥香川高等専門学校 勅使町団地(香川県高松市勅使町字小山398番20)5,975.18㎡ ⑦有明工業高等専門学校 東井団地(龍岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目30番)2,400.54㎡ 区山71団地(北海道旭川市春光一条九丁目31番)460.85㎡ ⑨舞鶴工業高等専門学校 大波団地(京都府舞鶴市字大波上小字竜ケ浦1112番)453.90㎡ ①明工業高等専門学校 広団地(広島県呉市広中新開三丁目18160番1、18160番2、18161番、18160番1)3,990.22㎡ ①徳山工業高等専門学校 御弓町団地(山口県周南市市周陽三丁目21番2)1,310.32㎡ ②徹本高等専門学校 平山宿舎団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00㎡ 新開宿舎団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00㎡ 新開宿舎団地(熊本県八代市平山新町今号3番94)1,210.26㎡ ①都城工業高等専門学校 年見団地(宮崎県都城市年見町34号7番)2,249.79㎡ ④鹿児島工業高等専門学校	5. 不要財産の処分に関する計画 以下の重要な財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ① 苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舎団地(北海道苫小牧市明徳町四丁目327番236)4,492.10㎡ ② 八戸工業高等専門学校 中村団地(青森県八戸市大字田面木字中村60番)5,889.43㎡ ③ 福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99㎡ 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69㎡ ④ 長岡工業高等専門学校 若草町1丁目団地(新潟県長岡市若草町一丁目5番12)276.36㎡ ⑤ 沼津工業高等専門学校 香 資宿舎団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑥ 香川高等専門学校 南

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売	6. 重要な財産の譲渡に関する計画 以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売 却収入を整備費用の財源とする。 ①鹿児島工業高等専門学校 国見団地(鹿児島県霧島市隼人町眞孝字国見1460番1)200.54㎡
	7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生 の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充 てる。	7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚 生の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために 充てる。
6. 1 施設及び設備に関する計画 各国立高等専門学校の施設等の老朽化の状況を踏まえつつ、教育研究・特色に 応じて策定した施設整備計画に基づき、安全性の確保や多様な利用者に対する配 慮を踏まえるとともに、社会の変化や時代のニーズ等、国立高等専門学校を取り巻	8.1 施設及び設備に関する計画 ① 老朽化した施設の改善においては、「国立高専機構施設整備5か年計画」及び「国立高専機構インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、非構造部材の耐震化やライフラインの更新など安全安心な教育研究環境の確保を図る。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ①-1 国立高等専門学校機構施設整備5か年計画(平成28年6月決定)に基づき、 教育研究活動及び施設・設備の老朽化状況等に対応した整備や、各国立高等専門 学校の寄宿舎などの学生支援が設立して実態やニーズに応じた整備及び施設マ
備・充実を計画的に進める。	② 中期目標の期間中に専門科目の指導に当たる全ての教員・技術職員が受講で	①-2 施設の非構造部材の耐震化については、引き続き、計画的に対策を推進する。
	③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。	

つ柔軟な配置が可能となるよう、教職員のキャリアバスやダイバーシア・等に配慮 に入事マネジントの革に回り組む。 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成支 方との、公募制などにより、持由の学位を有する各、民間企業での経験を有する実 務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力 を有する人材を教員として展刊するととは、外部機関の人の中央交流を構極的に行うと もに、必要な研修を計画的に実施する。  ② 理事長が法人全体の教員人員枠の再配分や各国立高等専門学校の特色形 成、高度化のための教員の戦略的配置を行う枠組み作りに取り組むとともに、国立 高等専門学校幹部人有育成のために、計画的な人事交流制度を得入する。  ③ 若手教員の人員整保及び教育研究力向上のために、各国立高等専門学校の 教成人人員枠管理の弾力化を行う。  ③ 非手教員の人員整保及び教育研究力向上のために、各国立高等専門学校の 教員人員枠管理の弾力化を行う。  ④ 以下に掲げる万策をそれぞれ又は組み会わせて実施することにより、参核かつ 便が九党身を確保するととはに、教員の教育研究力向上を図る。 専門料目出参覧の心法において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する 者を掲げることを原則とする、「再掲】 ・企業や大学に原則とする、「再掲】 ・企業や大学に原則とする、「再掲】 ・クェマステージに応じたが必要は解析の所とはなど移植の教育のできる物度)等の取組を実施 する、「再掲】 ・カイステージに応じたが政務時間関皮や同居と繋行などの特徴を実施 ・カイステージに応じたが支援を導入する。「再掲】 ・カイステージに応じたが政務時間制度や同居と繋行などの方にから、新たにクロ スアポイントント制度を導入する。「再掲】 ・カイステージに応じたが支援を解析の回路支援プログラム(信用等のライ フィベントにある教育が他の国立高等専門学校で動務できる制度)等の取組を実施 する、「再掲】 ・カイステージに応じたは登録を対象情所削制度や同居支援プログラム(信用等のライ フィベントにある教育が他の国立高等専門学校の支援を表実する。【再掲】 ・外国人教員の稀極的な採用を作った 「ロ本音学学院学校への支援を表実する。【再掲】			
④-4 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。【再掲】  ④-5 シンポジウム、研修会、ニューズレターの配付等を通じて、男女共同参画や ダイバーシティに関する意識啓発を図る。	全国に51ある国立高等専門学校を設置する法人としての特性を踏まえつつ、理事長のリーダーシップのもと、教職員の業務の在り方を見直すとともに、人員の適正がつ柔軟な配置が可能となるよう、教職員のキャリアパスやダイバーシティ等に配慮した人事マネジメント改革に取り組む。 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。(再掲)	・校舎改修等 ・小規模改修等  予定額(百万円) 総額 17,524 財 源 施設整備費補助金 (14,919) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(2,605) (注1)施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 8.2 人事に関する計画 (1)方針 教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の業務の見直しを行い、教職員の働き方改革に取り組む。 ② 理事長が法人全体の教員人員枠の再配分や各国立高等専門学校の特色形成、高度化のための教員の戦略的配置を行う枠組み作りに取り組むとともに、国立高等専門学校幹部人材育成のために、計画的な人事交流制度を導入する。 ③ 若手教員の人員確保及び教育研究力向上のために、各国立高等専門学校の教員人員枠管理の弾力化を行う。  ④ 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。・専門科目担当教員の企募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。【再掲】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1)方針 教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修 を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の見直しとして、外部人材やアウトソーシング等の活用を検 討する。 ② 教員の戦略的配置のための教員人員枠の再配分の仕組みを検討する。また、国立高等専門学校幹部人事育成のための計画的な人事交流制度の検討を行う。 ③ 若手教員確保のため、教員人員枠の弾力化を行う。 ④ 1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。【再掲】 ④ 2 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。【再掲】  ④ 3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員や外国人教員の働きやすい環境の整備を進める。【再掲】  ④ 4 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。【再掲】 ④ 4 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。【再掲】

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	⑤ 教職員について、積極的に人事交流を進め多様な人材の活用を図るとともに、 各種研修を計画的に実施し資質の向上を図る。	⑤ 教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。
		(2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人 員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑 制に努める。
6.3 情報セキュリティについて 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	た情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。加えて、情報セキュリティインシデントに対して、インシデント内容並びにインシデント対応の情報共有を速やかに行い、再発防止を行うとともに、初期対応徹底のための「すぐやる3箇条」を継続する。情報セキュリティインシデント予防および被害拡大を防ぐための啓発を行う。	人の情報セキュリティポリシーを踏まえて、国立高等専門学校の17校を対象に実施する情報セキュリティ監査及び、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が実施する監査の結果についてリスクを分析し、必要な対策を講じるとともに、法人の情報セキュリティポリシーへ還元することで、PDCAサイクルの構築及び定着を図る。また、全教職員を対象とした情報セキュリティの意識向上を図るための情報セキュリ
特徴を尊重するとともに、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を		8. 4 内部統制の充実・強化 ① - 1 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。 ① - 2 役員懇談会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図る。
		①-3 学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議を通じ、各国立高等専門学校の意見等を聞く。

第4期中期目標	第4期中期計画	平成31年度(2019年度)年度計画
	② 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校校長との面談等を毎年度実施するとともに、リスクマネジメントを徹底するため、事案に応じ、法人本部及び国立高等専門学校が十分な連携を図りつつ対応する。	②-1 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校校長との面談等を実施する。
		②-2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、各国立高等専門学校の教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上を行う。
		②-3 事案に応じ、法人本部と国立高等専門学校が十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。
	③ これらが有効に機能していること等について、内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事への内部監査等の結果の報告、監事を支援する職員の配置などにより、監事による監査機能を強化する。	監査については、時宜を踏まえた監査項目の見直しを行い、発見した課題について
	見直す。加えて、全国立高等専門学校の研究担当責任者を対象としたWeb会議の  開催や各国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等	④ 平成 23 年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。加えて、全国立高等専門学校の研究担当責任者を対象としたWeb会議の開催や各国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。
		⑤ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定める。また、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。